

《研究ノート》

一国主義・技術主義の食料安全保障論から人々のための
 統合的食料安全保障論への転換
 —— 食料主権論との接合に向けて ——

池上 甲一*

Shift from Nation-based and Technology-oriented Food Security to
 Synthetic Food Security for People:

Prerequisite Inquiry for Connecting with Food Sovereignty

Koichi Ikegami

要旨

本稿の目的は、食料安全保障概念の成立の経緯とその後の変化の特徴を分析することである。その前提として、まず世界の穀物需給の動向と主要な食料生産基盤の脆弱化を指摘した。食料安全保障概念は1974年の世界食料会議において公式化されたが、そのことは同年の世界食料危機と対応するものであったから、国をベースに、とくに緑の革命という技術革新による増産を図ることが食料安全保障の向上につながると理解された。一国主義的で、技術主義的な食料安全保障論の登場である。この考え方は1996年の世界食料サミットで大きく変わり、その変化は「開発のための農業知識・科学・技術の国際評価」(IAASTD)によって決定づけられた。新しい食料安全保障論はこの変化の方向性に沿い、世帯・個人レベルでの食料安全保障や文化的側面の重要性、小規模農業、先住民などの支援、資源利用の持続性を重視している。すなわち、人間ベースの統合的食料安全保障論に転換しているのである。

キーワード

食料安全保障論、世界食料会議、緑の革命、IAASTD、世界食料サミット

1. はじめに

食は、人間が生きていくうえで、どの時代でもどの地域でも根底的な意義を持っている。ここで「食」と表現するのは、食べる素材としての意味合いが強い食料だけでなく、文化や宗教や社会や政治といっ

* 近畿大学名誉教授 (Emeritus Professor, Kindai University) ikegami@nara.kindai.ac.jp

たより広範な意味合いを持たせたいからである。すなわち、食は、空腹を満たすための生理的な必要性はもとより、人を結びつける契機になったり、地域固有の文化を形成したり、さらには神と交感する場になったりさえもする。

そうすると、食は熱量源や栄養素にかかわる機能的な側面、食材を生産したり運んだり調理したりする主体やそのための道具や器などの構造的側面、さらに社会や文化の基盤や原理とかかわる意味論的な側面から構成されていると捉えることもできる。それゆえ、食へのアプローチは総合的にならざるを得ないが、その半面で総花的になってどこに焦点をおけばよいかが見えにくくなるという難点もある。食について総合的に考えていくには、このアポリアを常に意識しておく必要があるだろう。

筆者は、こうした多様な観点からの、サブサハラアフリカにおける食料主権論の可能性を検討したいと考えている。サブサハラアフリカは、世界規模の食料政治（フード・ガバナンス）において1980年代前半の「飢えるアフリカ」や、しばしば発生する旱魃と内戦などによる飢餓・栄養不足が問題とされ、食料援助や農業開発協力の対象とみなされてきた。そこでは、人びとが何を作り、何を食べるかを主体的に決める権利よりも、食料安全保障の確保こそが重要だと見なされてきた。食料主権論は、ステレオタイプ化されたこの認識を批判的に問い直す可能性を秘めている。

本稿ではそのための前段作業として、まずは食料安全保障の概念についてその誕生から変容の過程を検討し、食料主権論や「食への権利」¹⁾との接合可能性を概説することとしたい。なぜなら、食料安全保障は食料を確保するという意味で長らく使われてきており、人口に膾炙しているだけでなく、近年では食料主権や「食への権利」とも関連して語られることが多いからである。

いうまでもなく、食料安全保障は food security の和訳であるが、その意味するところは食料を手に入れること、確保することにある。食料の獲得・確保という意味での food security は何よりも個人レベルで問題になる。ところが、個人レベルで必要な食料を安定的に獲得・確保することはなかなか難しい。だから、人間は家族や血族、あるいは村や王国といったさまざまなレベルで集団を作って、食料に対する安全装置の確保を社会的に図ってきた。

安全装置は食料だけでなく、自然災害に対する防御とか争いの調停や盗難・略奪に対する防衛、エネルギーの確保などさまざまな分野でも必要である。現代社会では、もっとも広範囲の安全装置を提供できるのは、よかれあしかれ、国民国家だと信じられている。ここに、軍事上の国家安全保障と類似の発想に基づく、国民国家単位の「食料安全保障の概念」が成立し、広がる根拠がある²⁾。

本稿では、このような本質的性格を持つ食料安全保障概念を考察の対象に据える。このことによって、食料の生産と消費、入手の仕方に反映されている社会関係、文化、環境といった側面が考察の後景に退いてしまう。また、「食」に基づく個人のアイデンティティや地域社会への帰属意識といった重要な側面も正面切って議論することが難しくなる。これらの限界を十分に認識したうえで、とりあえずは食料安全保障概念の変容過程をおさえることで、食料安全保障概念それ自身が古典的な規定からの脱却と再規定を果たしつつあり、それゆえに食料主権論や「食への権利」論との接合可能性が生じていることを論じることとしたい。

1) 日本では、Right to Food が「食料への権利」として定訳化されているが、食料は「食糧」ほどではないにしても、その飢餓や栄養不足という数量的側面に規定されるくらいがあり、生産と分配の問題に収斂しがちである。しかし、実際に行われている議論はもっと幅広く複合的な内容を含んでいるので、「食への権利」と和訳することにした。

2) Food Security をどう和訳するかはなかなか難しいが、例えば国連の Committee on World Food Security (CFS) の訳語は世界食料安全保障委員会として公式化されているので、本稿では便宜上、食料安全保障という表現を用いている。

2. 食料需給の長期的推移と展望

2.1 食料需給の長期的傾向

人は食料なくして生きることはできない。では、その食料はどこから供給されるのだろうか。もちろん、食料といってもその中身は自明ではない。何を食べるかは地域の条件によって違われ、歴史的な背景や宗教的な要因によっても異なっている。食料主権を考える際に、こうした要因はきわめて重要な役割を果たす。しかし、本稿では食料主権のあり方に政策的な影響を及ぼしてきた食料安全保障論を俎上に載せている。そこで、本項では個別具体的な差異を一切捨象し、人間が摂取する食料の淵源を穀物類、畜産物、水産物に大括りして食料需給の基本的な展望を概略的におさえておきたい³⁾。

まず、基礎的な食料である穀物の長期的な需給の推移を確認しておこう。図1はアメリカ農務省(USDA)の資料に基づいて、穀物(コムギ、粗粒穀類、コメ(精米))の長期的な需給動向をまとめたものである。需給上、重要な意味を持つ期末在庫率⁴⁾は増減を繰り返しているが、30%に近づくと低下に転じる傾向がある。図1によると、1980年代以降の大きな山は1986/87年、1999/2000年～2001/02年、2016/17年～2019/20年の3つある。逆に大きな谷を記録したのは1995/96年の14%、2006/07年～2007/08年の17%である。ただし1980年代前半は全般的に期末在庫率が低く、1990年代以降の谷を下回る年が続いていた。2010/11年以降は生産量が急増しているのに対して消費量の伸びが小幅になっているために、2016/17年以降の期末在庫率はかつてないほどの高水準を保っている。

以上のような長期的動向を確認すると、至極当然のことであるが、期末在庫率の谷を挟む時期に食料安全保障論が勃興することに気がつく。後で述べるように、1996年には世界食料サミットがローマで開かれたし、2008年前後にはFAO食料サミットをはじめ多くの国際会議で食料安全保障が緊急性のある議題として取り上げられた。また2000年代の後半には2007/08年を筆頭に、在庫の低下が引き金となって食料の国際価格が急騰するという「食料価格ショック」(Cohen and Smale 2012)を繰り返し、その変動幅の大きさがとくにいわゆる途上国に対して政治的、社会経済的に大きな打撃を与えた(池上2014)。さらに、2010年代の顕著な生産増加を背景に、2005年には8億3千万人弱(全人口の12.6%)を数えた栄養不足人口が2014年には6億3千万人弱(同8.6%)へと減少した。ところが皮肉なことに、2015年以降は順調に進むかに見えた栄養不足人口の減少が逆に増加に転じてしまった。「皮肉なことに」というのは、2015年が「持続可能な開発目標」(SDGs)をその中に含む「私たちの世界を転換する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(Transforming Our World: 2030 Agenda for Sustainable Development)が採択され、SDGsの2番目の目標として飢餓の撲滅が位置づけられた年だからである。2019年以降はCOVID-19による経済停滞が影響して栄養不足人口は大きく増える見込みであり、さらに2030年には再び8億人を突破すると予測されている(FAO et al. 2020: 4)。このため、SDGs第2目標の「飢餓の撲滅」の達成とも関連して、食料安全保障に関する議論は今後いっそう大きくなると予測される。

3) レスター・ブラウンが主催していたワールド・ウォッチ研究所の『地球白書』では食料の問題をしばしば取り上げたが、その際に穀物類、畜産物、水産物という分類を使っている。この分類には根栽農耕文化圏の料理用バナナやイモ類が欠落している。これらの作物を含めたフードセキュリティ論は次の機会に論じる予定である。

4) 期末在庫率とは期末の在庫量を消費量で除したもの。期末の在庫量でどれくらいの期間、世界全体の消費をまかなえるかを示す。

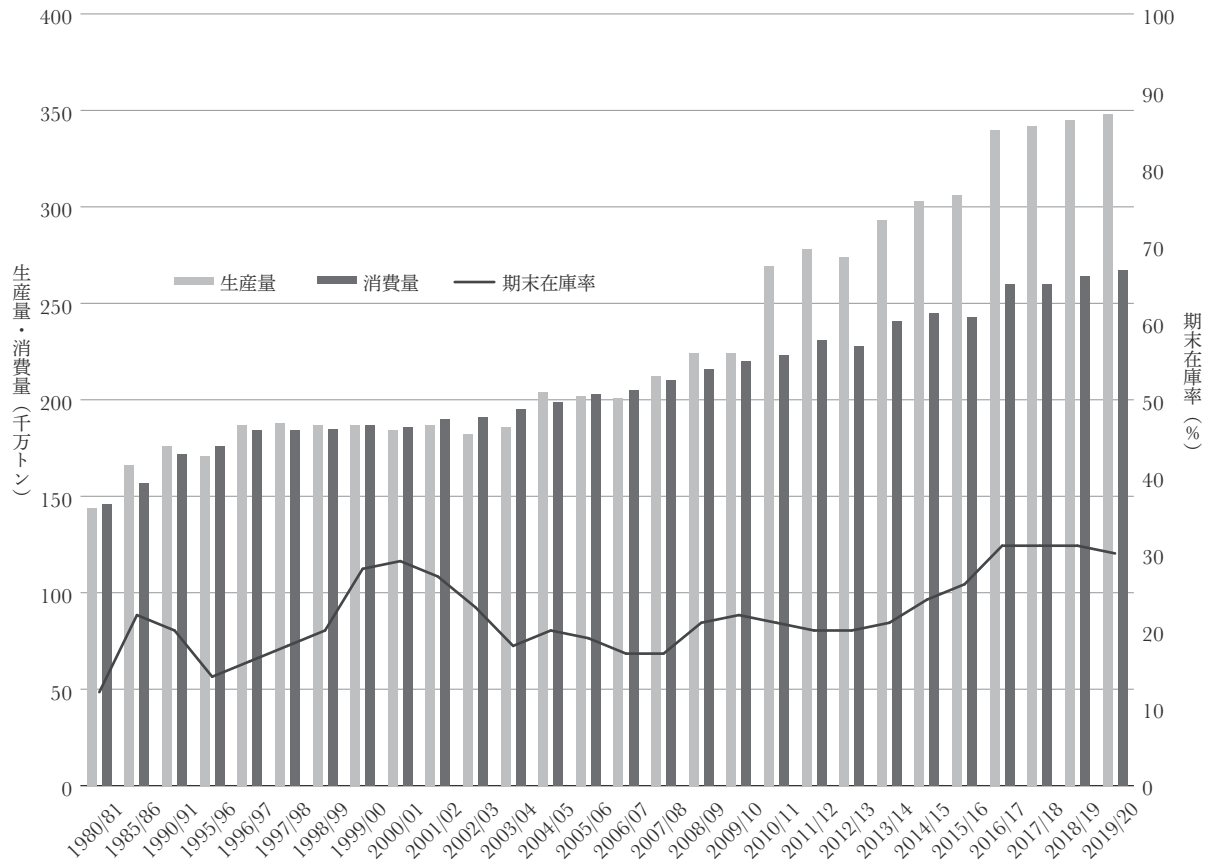


図1 穀物需給の長期的推移

注：1) 1980/81年度から2019/20年度のUSDA, World Agricultural Supply and Demand Estimates 各年次版より作成。

2) 穀物はコムギ、粗粒穀物(粗粒穀物はトウモロコシ、ソルガム、オオムギ、オート麦、ライムギ、ヒエ類、その他雑穀)、コメ(精米)の合計。

3) 2019/20年は推定値。

2.2 基本的食料生産基盤の劣化

以上の長期的な需給に関する傾向と見通しは主な穀物についてのみであるが、食料安全保障論についての検討はこうした生産≒供給と消費≒需要の相対関係、ならびに国際政治の関心のありかと連動させて行う必要がある。この項では紙幅の都合上、供給に影響を与えるいくつかの重要な要因に注目して長期的な動向を検証し、そのことを通じて食料安全保障論の背景を浮き彫りにする。需要については次の項で簡潔に述べることとする。

まず食料供給について検討するが、ここでは貿易は取り扱わずに、生産のみを対象とする。貿易も生産の結果だからである。また、食料生産はさまざまな要因に影響されるが、穀物類、畜産物、水産物のいずれにも共通するものとして生産基盤の状況に焦点をあてることとする。全般的にいて、穀物類も畜産物も水産物もそれぞれの生産基盤が頭打ちないし減少傾向にあると認められるからである。

表1は穀物と畜産に関わる生産基盤のいくつかについて長期的な動きを、FAOのデータからまとめたものである。農地は耕地と草地から構成されており、穀物を含む耕種農業と畜産の基盤をなす。その面積は世界全体で1961年の44億6900万haから2000年の48億8000万haまで増えたが、それ以降は伸び悩んでおり、2018年でも約48億haになっている。ここでは表示していないが、人口1人当た

表1 世界とサブサハラアフリカの土地利用の長期的推移

| 年次 | 農地 (100万 ha) | | 耕地 (100万 ha) | | 灌漑農地 (100万 ha) | | 草地 (100万 ha) | | 森林 (100万 ha) | |
|------|--------------|---------------|--------------|---------------|----------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| | 世界 | サブサハラ アフリカ | 世界 | サブサハラ アフリカ | 世界 | サブサハラ アフリカ | 世界 | サブサハラ アフリカ | 世界 | サブサハラ アフリカ |
| 1961 | 4,469 | 837 | 1,351 | 134 | 161 | 2 | 3,118 | 703 | | |
| 1970 | 4,567 | 848 | 1,394 | 151 | 184 | 2 | 3,172 | 697 | | |
| 1980 | 4,666 | 844 | 1,421 | 146 | 221 | 3 | 3,245 | 698 | | |
| 1990 | 4,798 | 852 | 1,486 | 164 | 258 | 4 | 3,312 | 688 | 4,232 | 703 |
| 2000 | 4,880 | 856 | 1,493 | 186 | 288 | 5 | 3,387 | 670 | 4,158 | 672 |
| 2010 | 4,820 | 897 | 1,520 | 211 | 322 | 6 | 3,301 | 686 | 4,106 | 640 |
| 2015 | 4,774 | 944 | 1,551 | 229 | 335 | 7 | 3,223 | 715 | 4,084 | 628 |
| 2016 | 4,775 | 946 | 1,556 | 230 | 337 | 7 | 3,219 | 716 | 4,081 | 624 |
| 2017 | 4,815 | 947 | 1,568 | 230 | 338 | 7 | 3,247 | 717 | 4,074 | 620 |
| 2018 | 4,801 | 948 | 1,568 | 230 | 339 | 7 | 3,234 | 718 | 4,069 | 617 |

出典：FAO、FAOSTAT

りの農地面積に注目すると、最大の農産物輸出国であるアメリカ合衆国では1961年に2.4haだったものが2000年には1.5ha、2018年には1.2haへと減少しているし、広大な農地をもつオーストラリアでも同期間にそれぞれ45.4ha、24.0ha、14.4haと激減している。サブサハラアフリカではたとえば南アフリカで5.8ha、2.2ha、1.7haへ、ナイジェリアでは1.2ha、0.5ha、0.4haへといずれも人口1人当たりの農地面積は減少している⁵⁾。

次に、耕地の変化を確認しておこう。耕地はワタやダイズなど、穀物類以外の作物にも利用されるし、輸出指向型の農業を行っているところでは国際価格の変動に応じて作物間で配分面積が変わる。だから、耕地がそのまま穀物類の生産基盤と直結しているわけではない。とはいえ、穀物類の作付面積では年次変動が大きすぎるので、ここでは、穀物類の栽培面積の上限を示すという意味で、耕地を穀物類の生産基盤として捉えておきたい。表1によると、耕地面積は世界全体で1961年の13億5100万haから2000年の14億9300万haまで増え、さらに2010年には15億2000万haに達したが、2015年以降は伸び悩んでいる。この傾向が再び増加に転じるのか、伸び悩みが続くのかは予断を許さない。ただ人口1人当たりになると、それが一番大きいオーストラリアでも1961年に1.4ha、アメリカで1.0ha、南アフリカで0.7ha、ナイジェリアで0.6haに過ぎなかったが、2018年にはそれぞれ1.3ha、0.5ha、0.2ha、0.2haへと小さくなっていることに留意する必要があるだろう⁶⁾。

一方、草地については1961年以降2000年までは年平均で670万haほどのペースで順調に増えてきたが、21世紀に入ってからは漸減に転じている。サブサハラアフリカでは1961年以降減少傾向をたどっていたが、2000年以降増加に転じ、2018年には1961年水準を上回るようになった。草地の耕地化が進んだり、乾燥地の草地が砂漠化したりしていることが草地の減少に拍車をかけている可能性がある。草地の耕地転換や減少が進むと、家畜に与える粗飼料の生産が不十分になり、結果として家畜の飼育頭数が制約されてしまう。さらに、草地減少の下で家畜頭数を増やすと、すでに「北側諸国」の畜産で一般化しているように、穀物への依存度を高めることになり、食料としての穀物需要にマイナス要因となる点にも注意が必要である。

5) いずれも FAOSTAT の農地面積と人口から算出。

6) いずれも FAOSTAT の農地面積と人口から算出。

表1には生産性向上のために必要だと言われている灌漑設備のある農地の面積（灌漑農地面積）も載せておいた。世界の灌漑農地面積は1961年の約1.6億haから2018年に約3.4億haへと倍増しているが、2010年ごろから伸び率が鈍化している⁷⁾。サブサハラアフリカの伸び率は大きいものの、実面積は同期間に200万haから700万haになったに過ぎない。

森林の減少は草地以上に顕著で、1990年に42億3200万haあったのが、年々減少して2018年には40億6900万haに至り、このまま推移すると40億ha水準を下回りかねない状況にある。サブサハラアフリカでも、同期間に7億haからおよそ1億ha近くが減少した(表1)。森林減少の理由については、熱帯林・亜熱帯林を持つ46か国のデータ解析の結果によると、肉牛飼育、ダイズとアブラヤシの栽培のための大規模な商業的農業が40%、生存のための自給的農業が33%、都市拡大とインフラ整備がそれぞれ10%、鉱山開発が7%を占めたという(FAO and UNEP 2020: 82)。このように、森林が農地拡大の源になっていることだけは確かだといえるだろう。

世界的な森林減少を受けて、森林保全政策に向けた取り組みが強化され、温帯林・寒帯林を対象とするモントリオール・プロセス⁸⁾や熱帯林を対象とする国際熱帯木材機関(ITTO)などで「持続可能な森林経営」が推進されている。確かに、FAO and UNEP(2020)によると、世界の森林減少面積と減少率は1990年～2000年に年平均で784万ha、0.19%、2000年～2010年に517万ha、0.13%、2010年～2020年に474万ha、0.12%と減少幅は小さくなっている。

とはいえ、先述のFAOと国連環境計画(UNEP)の指摘のように、アマゾンのダイズ用の大規模農地開発や大規模牧場開発、あるいはマレーシアやインドネシアでのアブラヤシ農園開発などは相変わらず進行中である。こうした動きは一時的には農地転用による増産をもたらすが、長期的には気候危機を増幅し、食料生産にも深刻な影響を及ぼす恐れがある。またカナダでは、バイオマス発電用のペレット生産を目的に、泥炭林が皆伐される事例が後を絶たない。東南アジアでも泥炭林の開発が進んでいるが、そこではアブラヤシ農園をのぞくと農地への転用が困難であることも注意したい。

食料の供給要因の最後に、水産資源の限界を述べておきたい。FAO(2020)によると、世界の魚介類の漁獲量(内水面と海洋の合計)は1986年～1995年に年平均で8690万トン、1996年～2005年に同じく9140万トン、2006年～2015年に8980万トンと横ばい状態が続いたが、2018年には9640万トンに増えた。ただし、この増加は主として内水面の漁獲量が増えたことによるもので、海洋の漁獲量はほとんど変わっていない。一方、養殖(内水面と海洋の合計)の生産量は同期間に1490万トン、3420万トン、5970万トン、8210万トンと急増し、2018年には海洋の漁獲量に匹敵するまでになった。一方で、人間の食用向けが1986年～1995年の7180万トンから2018年に1億5640万トンにまで倍増し、魚食の拡大を見てとることができる。

こうした動きの中で、注目すべきは水産物供給の大半を占めてきた海洋の漁獲量がもはや頭打ち傾向を示し、増大する魚食需要は養殖によってまかなっているという事実である。前者は海洋の汚染や漁場の破壊によって魚介類の再生産が阻害されているとともに、略奪型の漁法の拡大による水産物資源量の枯渇が進展しているからに他ならない。また、養殖にも多くの場合、餌用に小魚が大量に必要となる。

7) FAOSTATのデータでは、実際に灌漑されている農地、耕地、草地の面積は把握されていない。

8) 1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」に基づく「持続可能な森林経営」の7つの基準と54の指標(発足当初は67指標)が適切に守られているか点検するための枠組みで、日本、アメリカ、カナダなど温帯林・寒帯林をもつ12か国からなる。モントリオールでの会合からスタートしたのでモントリオール・プロセスと呼ばれる。ほかにITTOプロセス(カメルーン、インドネシア、ブラジルなど27か国)、アフリカ乾燥地帯イニシアティブ(エチオピア、マリ、タンザニアなど27か国)など、合わせて8つのプロセスがある。

そのことは、小規模漁民が自分たちのおかず用に小魚を採取する自給的なおかず漁業を脅かすことになる点にも目を向ける必要がある。つまり、養殖が小規模漁民の食料安全保障を脆弱化するのである。

さて、ここまで食料供給の基本的な生産基盤の劣化状況を概観してきた。そのほかに供給を制約する要因としては、労働力の減少・弱体化や向都離村現象、気候危機などがある。穀物類に関しては環境保全への関心の高まりによる化学肥料・農薬の投入量の低下傾向、水資源の制約とエロージョンを、畜産物に関してはアニマル・ウェルフェアを、水産物については魚介類の漁獲規制や漁場紛争を追加することができる。

2.3 食料の需要要因

他方、食料需要に影響する基本的な要因としては人口、1人当たりの消費量、1人当たり所得水準をあげることができる。国連の“World Population Prospects 2019” (United Nations Website) によると⁹⁾、1960年の世界人口は30億3千万人だったが、1987年に50億5千万人と50億人台に達し、2020年には77億9千万人と80億人に近づいている。中位予測では2023年に80億人、2037年に90億人を超え、2057年にはついに100億人を超えるとされている。マルサス主義者の憂鬱ではないが、これだけの人口を養うことができるのかはきわめて不確かである。

しかも、所得水準の低い国ほど人口増加が激しいという事情も考慮しないとイケない。先の“World Population Prospects 2019”には、世界銀行の規定による所得階層別の国分類ごとの人口が掲載されている。それによると、1960年を100とした指数は2020年に高所得国では160なのに、中所得国では276、低所得国では467となっている。ここから貧困問題、人口問題、食料問題という古典的なトリレンマの存在を、たやすく見て取ることができる。

また人口増加による食料問題は、急速な都市化によって加速される可能性がある。農村人口の割合は2010年ごろに50%を割り込んだ (FAO 2011)。いまや、地球は「都市の時代」に突入しているといっている。そのことは、部分的に都市農業がおこなわれるとしても、基本的に食料消費人口が過半を占めるという、これまでになかった新しい時代に入ったことを意味している。いわゆる途上国では、人口が1000万人以上のメガ都市が多数誕生し、食料問題を複雑化している。

間接的な需要要因として、所得水準は重要である。一般的な傾向として、所得の増加に応じて食べる量も内容も変わる。食べる量は一定水準で頭打ちになるが、食べる内容は劇的に変わる。すなわち、所得が増えると炭水化物から畜産物（肉、牛乳、卵）への転換が進むのである¹⁰⁾。そうすると、前述のように放牧面積を増やすのが難しい状況の下で畜産物を増やすために、家畜舎での飼育＝フィード・ロットに転換せざるを得なくなる。その結果、餌用の穀物が膨大に必要となる。つまり、経済発展は食料の需給を逼迫化に向かうように作用するのである。

9) United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Dynamics (<https://population.un.org/wpp/Download/Standard/Population/>)のOverall, Total Population-Both Sexesを利用した(アクセス日:2021年1月10日)。

10) この問題は、Brown (1995) が *Who Will Feed China?* という衝撃的な書名の単行本を世に問うことによって広く関心を集めるようになった。この書は、中国の所得増に伴う畜産物需要の急伸が家畜の飼料用穀物の輸入拡大を招き、世界の穀物市場を混乱させるという警告を発した。

3. 食料安全保障論の登場と緑の革命による技術主義への傾斜

3.1 一国主義的・供給サイドの食料安全保障論

食料の確保はいつの時代でも優先順位の高い課題であったとしても、それが国際舞台で明言されるには、1948年の世界人権宣言まで俟たなければならなかった。同宣言の第25条は、「すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己および家族の健康福祉に十分な生活水準を保持する権利……を有する」と述べ、食が基本的人権であることを高らかに宣言した。

この考え方は、1966年の経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約（A規約）に受け継がれ、同規約第11条2項において「すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる」として、「(a) 食糧の生産、保存及び分配の方法を改善することと」「(b) 世界の食糧の供給の衡平な分配を確保する」ことを謳った。ここに、生存権としての食が国連人権規約に組み込まれることとなったのである。

とはいえ、当時の世界の食料生産は第二次世界大戦による混乱と破壊から回復してきており、食料供給は緩和基調を保っていた。このため、世界人権宣言やA規約にもかかわらず、世界の食料政策に大きな進展はなかった。ところが、1973年にソ連のコムギ不作をきっかけとした世界食料危機が発生した。それは、コムギやダイズの価格高騰と輸入インフレをもたらした。また、1968年から1973年まで、チャド、ブルキナファソなどのサヘル地域では大旱魃が続き、多数の餓死者を記録する事態が発生した（Batterbury 1998）。

このような世界的混乱に対処するために、世界食料会議が1974年に開催された。この会議において、それぞれの国が食料供給能力を強化することが重要だという認識が確認・共有された。ここに、「供給サイドの食料安全保障戦略」（久野 2011）という古典的な食料安全保障概念が一般化することとなった。この考え方に沿って、当時の食料安全保障において重視されたのは、それぞれの国が国内政策を動員して農民の生産意欲を刺激することだった。また国際的には、食料生産基盤の弱いいわゆる途上国を対象とする生産支援の枠組みが用意された。

ところが、1980年代に入ると、途上国の債務問題が深刻化したために、IMFや世界銀行は債務危機を避けようとして、途上国に対して構造調整政策を課すようになった。その結果、農業政策の基本理念が食料増産よりもむしろ債務削減のための輸出作物優先へと舵が切り替えられ、食料安全保障の強化は頓挫を来した。また1973年の食料危機を受けて、各国が食料増産を目指したために、とくに1970年代後半からはアメリカとヨーロッパに大量の在庫が積み増しされて穀物需給が緩和基調に転じ、食料生産政策が軽視されるようになっていた。安い穀物の時代の到来である。それなのに1980年代前半から半ばにかけて、サブサハラアフリカでは深刻な飢餓問題が発生した。1970年代飢饉の再来である。この「飢える大陸アフリカ」（サロー&キルマン 2011）は、大規模旱魃、内戦、不適切な開発事業など複合的な要因がからんだ（ティンバレイク 1986）とはいえ、食料安全保障政策の後退によって促進された側面も否定できないだろう。ともあれ、「飢える大陸アフリカ」は、植民地からの解放と独立によって明るい光明を見出した1960年代の「アフリカの時代」に大きな暗雲を投げかけ、国際協力とグローバルなフードガバナンスにとって大きな課題となるきっかけを与えたといえるだろう。

世界レベルで食料安全保障を達成する上で、「飢える大陸アフリカ」やアジアの人口大国（とくにインド、バングラデシュ、インドネシア、中国）の食料問題はことに大きな障害だった。1970年代から90年代前半にかけての食料安全保障論は、こうした課題を克服するための主要手段として、国を単位とした食料供給能力の強化と食料不安国への食料援助（域外義務）を重視していた。「供給サイドの食

料安全保障戦略」と評価される所以であるが、さらに国をベースにおいたという点で一国主義の食料安全保障戦略として捉えることもできる。国民国家が前提であり、防衛上の安全保障の一環として考えられていたことも影響しているだろう。

3.2 緑の革命と食料安全保障論の技術主義への傾斜

ここで登場するのが、「緑の革命」への期待である。緑の革命とは、国際稲研究所（IRRI）や国際トウモロコシ・コムギ改良センター（CIMMYT）などの国際研究機関で開発された高収量品種（HYV）を導入し、それを核として旧来の技術体系を変えることを意味する。HYVがその能力を発揮するには灌漑と化学肥料が必須である。しかも、HYVは病虫害に弱いため、その被害を防ぐために化学農薬も推奨された。ここに、HYVを基盤として、その上に灌漑、化学肥料、化学農薬の3点セットが必須となる緑の革命の技術体系が成立することになる。緑の革命は、一国主義的・供給サイドの食料安全保障に適合的だったのである。それだけに、食料安全保障論の重点は増産を優先する緑の革命へと傾斜した。換言すれば、途上国の「低生産性」に食料問題を収斂させようとしたのであるが、それは食料問題の本質を見過ごしていたというべきだろう（池上 1997）。こうした食料安全保障論の技術主義的変質は、初期の食料問題が何よりも量の確保、すなわち摂取カロリーの充足にあったことも影響している。

とはいえ、緑の革命はいわゆる途上国の農民たちにとって受け入れやすい側面も持っていた。緑の革命は基本的にHYVを中心に編成される生物化学的技術であり、投資の必要な農業機械よりも採用しやすいからである。また労働生産性よりも、土地生産性を好む農民の志向にも合致していた（池上 2019）。

緑の革命は、インドネシアやフィリピンなど東南アジアを中心に米の周年自給を達成するといった効果をあげた。しかし早くも、1970年代に入ると増産効果に陰りがみられるようになった。HYVは早魃に弱いとか、虫害に安いといった弱点が露わになってきたからである。

それでも、開発経済学者と農学者は概して、緑の革命は成功したと評価した。これに対して、社会学者や文化人類学者は懐疑的な立場をとった。Paarlberg（2013: 64-80）は緑の革命に対する批判的見解を次のように整理している。①所得格差の拡大が進み、高価な投入財への依存が進む。②増産が価格の低下をもたらす一方で、農業投入財価格が上昇するために生活水準が向上しない。③環境負荷の増加や過剰揚水による地下水の枯渇といった環境問題が生じる。④作物の多様性と生物多様性が減少するリスクを生み出す。⑤ダム開発による強制移転や、農民の権利である自家採種が困難になるといった間接的な悪影響をもたらされる。

それでは全体として、緑の革命の功罪を、とりわけ食料安全保障の観点からどう評価すればよいのだろうか。この点については、すでに述べたように、世界全体の栄養不足人口は劇的に減少しているわけではないし、2015年以降は反転に転じている事実を示せば十分だろう。21世紀ではもはや緑の革命の効果が薄れてしまったといわざるを得ない。

ことに、サブサハラアフリカでは、緑の革命によるインパクトはたいへん小さかった。そもそも緑の革命が重点的に扱ったコムギとイネの栽培地域が相対的に限られている上に、トウモロコシやイモ類を常食する地域が多い。キャッサバの改良品種は開発されたが、あまり一般化しなかった。緑の革命の中核をなすHYVも灌漑・化学肥料・化学農薬の3点セットも、農民たちにとっては高嶺の花であり、ODAによる開発事業で部分的に持ち込まれた程度でしっかりと定着した例は数少ない（Ikegami 2016）。こうした状況を変えようとしたのが「アフリカにおける緑の革命アライアンス」（Alliance for Green Revolution in Africa, AGRA）である。AGRAはロックフェラー財団やビル&メリンダ・ゲイツ

財団のイニシアティブで2006年に創設された。サブサハラアフリカで多くのプロジェクトを実施している。稲作については、JICAによるネリカ米（New Rice for Africa）開発をアフリカ型「農業革命」の糸口にしようとする取り組みが続いている。しかし、いずれも今のところ目覚ましい成果を上げたとは言えない状況にある。

この項の最後に、緑の革命の本質を暗示するトピックをひとつだけ挙げておく。国際稲研究所(IRRI)があるフィリピンのバイ湖（ラグナ湖）周辺の穀倉地帯は緑の革命のモデルとされてきた。ところが、この地域は1990年代にすでに水質汚染と過剰揚水による湖水減少に直面することになった。化学肥料の多投による富栄養化の進展と灌漑用水の集約的利用が主な原因である。このため、バイ湖の小規模漁業が成立しなくなり、また小規模農民も稲作の継続が難しくなった。にもかかわらず、この地域で進められた巨大開発事業や水源開発によって、補償なしに「数多くの集落や農民、漁民たちが追いだされた結果、……大都会であるマニラ方面への移住を余儀なくされた」という（嘉田1995: 183-187）。

バイ湖の例は、緑の革命というトップダウン型の増産技術による農業開発では食料安全保障の強化に結びつかないどころか、環境的永続性¹¹⁾や社会的公正を損なっていることを端的に示している。それにもかかわらず、AGRAやネリカ米の例のように、緑の革命のような近代農業技術に依存する傾向は依然として根強い。この方向性に対して近代農法への懐疑を国際的なレベルで提示したのが、次の項で取り上げる「開発のための農業知識・科学・技術の国際評価」（IAASTD, International Assessment of Agricultural Science and Technology Development）の最終報告書である。

4. 新たな食料安全保障論と食への権利

4.1 IAASTD報告書「岐路に立つ農業」の主張と意義

2002年に「Rio+10 サミット」（Rio+10 Summit on Sustainable Development）がヨハネスブルグで開催された。Rio+10 サミットは、1992年の「環境と開発に関する国連会議」（UNCED, United Nations Conference on Environment and Development）で採択された「アジェンダ21」の実行状況を点検する役割を負っていた。UNCEDでは環境保全とともに貧困や飢餓の克服も対象化されていたので、Rio+10 サミットでも食料安全保障が議論の俎上にのぼり、成果文書であるヨハネスブルグ宣言の中に、人間にとって基本的な要求のひとつとして書き込まれた（United Nations 2002）。2000年におけるミレニアム開発目標（MDGs）の採択が、そのことに影響した可能性がある。MDGsは極度の貧困とともに飢餓に苦しむ人々を1990年比で2015年までに半減することを第1の目標に掲げているからである。

Rio+10 サミットで食料安全保障へのコミットメントとして提案されたのがIAASTDである。このプロセスは世界銀行とFAOがイニシアティブをとって始められた。2003年には、各国政府、民間セクター、市民社会組織などから合計800人以上が関与する形で11回にわたるヒアリングが行われた。翌年にはナイロビのUNEP本部で最初の政府間会合がもたれ、IAASTDが取り扱うべき対象・分野、準備態勢、原稿執筆と査読体制などが議論された（McIntyre et al. 2009）。

そこでは、多彩な分野、多彩な空間レベル、多彩な時間軸を対象とし、科学分野融合的にかつ多様な利害関係者が関与するかたちで、農業知識・科学・技術（AKST）を評価することが決まった。ここに、

11) sustainability は「持続性」と訳されることが多いが、それでは sustainability が持つ中長期的な射程を十分に反映しておらず、「永続性」と訳す方が適切である。中村（1992）、池上（2018）を参照。

IAASTD の最大の特徴がある。このために国連 6 機関（FAO、UNDP、UNEP、UNESCO、WHO、GEF: Global Environment Facility）、世界銀行、30 か国の政府と 30 の市民社会組織（NGO、生産者団体、消費者団体、民間企業、国際組織が含まれる）が参加するという大掛かりな体制が組まれた。それ以降、2007 年にかけて精力的な分析と査読が行われ、2008 年に最終報告書の骨子が政府間会議で承認された（McIntyre et al. 2009）。

「岐路に立つ農業」（Agriculture at a Crossroads）と題された最終報告書は 2009 年に公表された。最終報告書は Global Report、Synthesis Report、5 つの Sub-Global Report（サブサハラアフリカ；中央・西アジア、北アフリカ；東・南アジア、太平洋；ラテンアメリカ・カリブ；北アメリカ・ヨーロッパ）から構成されている。Synthesis Report は Global Report と Sub-Global Report を統合し、バイオエネルギー、バイオテクノロジー、気候変動、人間の健康、自然資源管理、伝統的知識と地域立脚型イノベーション、貿易と市場、農業と女性という 8 つの問題を重点的に扱っている。

IAASTD の課題は、飢餓と貧困の削減、農村生活の向上、平等で、環境的にも社会的にも経済的にも持続可能な発展を達成するために、農業に関する知識・科学・技術をどのように活用すればよいのかという点にある。しかし、「岐路に立つ農業」の積極的な意義は、その主張が市場と貿易とか、バイオテクノロジーとか旧来型の農業開発路線だけではなく、むしろ緑の革命によるマイナス面に光を当て、市場信仰と開発主義への疑念を示した点に認めることができる。

その要点は次のような諸点にあると見てよい。第 1 に、多様な小規模農業が世界で大きな位置を占めていることを確認する。第 2 に、小規模農業は非常にダイナミックで、自然条件と社会経済的条件の変動に素早く適応できる。第 3 に、小規模農業に対する農業知識・科学・技術（AKST）への投資が貧困削減と栄養の改善に貢献する。第 4 に、アグロエコロジーが成否を握るカギになるとの予測を示している。総じて、生産性の向上では高投入・大規模の商業的農業に劣るが、生計向上と公正の面では小規模農業が優っていると結論づけている（McIntyre et al. 2009: 379）。この点を高く評価して、Beck et al. (2016: 22) は、外部からの化学的投入財と農業機械に依存する工業的農業が小規模農業に優っているという理解は神話に過ぎなかったとしている。

4.2 国際的なフードガバナンスの展開

一国主義的で技術主義的な食料安全保障論に対する懐疑は、IAASTD の報告書によって決定的なものとなったが、実はその前に国際的なフードガバナンスにおける大きな転換が生じていた。画期をなしたのは 1996 年にローマで開かれた世界食料サミットである¹²⁾。このころ国際協力の基調が、1980 年代に途上国を席卷した市場主義的な構造調整政策から貧困削減へと転換していたことも、食料安全保障の世界レベルでの政治化に影響したと判断してよいだろう。

1996 年の世界食料サミットでは「世界食料安全保障のためのローマ宣言」と世界食料サミット行動計画が採択された。この 2 つは、その後の国際的なフードガバナンスの基礎となったので、それぞれの内容を確認しておこう。

まず、ローマ宣言では、(1) 全ての人には食生活の必要と嗜好に合致した十分な食料を得る権利および飢餓からの解放という基本的な権利を持ち、安全で栄養に富んだ食料を入手する権利を持つ、(2) 全て

12) 1990 年代には、経済開発に重点をおく援助の限界が認識されるようになり、貧困解消のためにも社会開発が重要であるとの理解が急速に広がった。国連開発計画（UNDP）による人間開発報告書の刊行（1990 年）や 1995 年の国連世界社会開発サミット（コペンハーゲン）の開催がその具体的な表れである。こうした動きも、国際的なフードガバナンスが人権や貧困に配慮する方向に舵を切ったことと無縁ではないだろう。

の人にとっての食料安全保障 (food security for all) を達成する、(3) 食料安全保障を脅かす要因として貧困、男女の不平等、人権の侵害をあげるとともに、食料安全保障にもっとも基本的な役割を果たす農民や先住民、コミュニティに対する支援と持続可能な農業・農村開発の重要性を盛り込んだ (国際連合食糧農業機関 1998)。また 2015 年までに栄養不足人口を現在の半分にまで低減させることを当面の目標と定めたが、この目標は 2000 年のミレニアム開発目標 (MDGs) に引き継がれていく。

次に、世界食料サミット行動計画は、その前文において「開発への権利を含む全ての人権、基本的自由、ならびに個人およびコミュニティの多様な宗教的、倫理的価値観、文化的背景および哲学的信念の重要性とその完全な尊重を踏まえ、……この過程 (食料安全保障の追求) を通じて、全ての人々が人権を十分に享受できるように貢献するものでなければならない」とした。次いで、(1) 男女の完全で平等な参加に基づいた、貧困撲滅と安定的な平和のための最適な条件の創出、(2) 全ての人がいかなる時にも十分に、栄養的に適切でかつ安全な食料を物理的、経済的に入手できるようその入手可能性を改善し、食料の効率的な利用を図る、(3) 多面的機能を考慮に入れながら、……参加型のそして持続可能な食料、農業、漁業、林業及び農村開発政策とその実施を追求する、(4) 公正で市場指向型の世界貿易システムを通じて、世界の食料安全保障の促進に、確実に役立つものになるよう努力するという 4 つの公約を定めた (国際連合食糧農業機関 1998)。また行動計画の達成状況を点検するために、極度の食料不安にさらされている人口の数 (食料不安人口) を主な指標として、FAO が 1996 年から「世界の食料不安の状況」(The State of Food Insecurity) を公表することになった。

ローマ宣言と行動計画は以上のようにかなり先進的な内容を盛り込んでいた。この理念が先述のように、2000 年 9 月に採択された国連ミレニアム宣言に基づくミレニアム開発目標 (MDGs) に引き継がれていく。MDGs の第 1 目標に、2015 年までに貧困人口と飢餓に苦しむ人口の割合を半減させるという「極度の貧困と飢餓の撲滅」が盛り込まれたのである。

2002 年には世界食料サミット 5 年後会合が開かれた。さらに、2008 年 6 月には前年からの世界食料価格ショックを受けて、FAO 食料サミットが開かれた。世界食料価格ショックは貧困人口を直撃し、栄養不足人口を急増させた。MDGs が定めた食料不足人口の半減目標が達成できそうにないどころか、2009 年にはその数が初めて 10 億人を超えたと推定されたのである。このため、同年 7 月に開催された洞爺湖サミットでも、食料安全保障が大きなテーマになった。2009 年 7 月には、イタリアのラクイラ (L'Aquila) で G8 世界食料安全保障サミットが開催された。さらには貿易の自由化・円滑化を唱えてきた APEC (アジア太平洋経済協力) でも、2010 年 10 月に新潟で開かれた食料安全保障担当大臣会合において「新潟宣言」が採択されたが、同宣言では「世界の食料安全保障は岐路に立っている」という認識が示された。また 2012 年の APEC 「カザン宣言」(ロシア) でも「食料安全保障の強化は一層困難となる」と謳った。それほどに、2000 年代には食料安全保障が政治的な課題となったのである。とはいえ、これらの会議で提示される処方箋は農業投資の強化、新技術の導入、貿易の促進などであって、まさに食料を必要とする個々の人びとの暮らしに目線がおかれているとはいえない。そこで、改めて食料安全保障とは何かが問われなければならない。

4.3 食料安全保障概念の変化

そこで、ここまで述べてきた食料安全保障に関する概念の変化を Carolan (2013) によって整理してみよう。Carolan は 2010 年代までの食料安全保障概念を図 2 のように整理している。本来、食料安全保障とは食そのものが目的ではなく、そこからみんなと一緒に食べることで得られるつながりと安心や共通の社会に属すること (アイデンティティ) の確認といった「何ものか」を獲得することを意味して

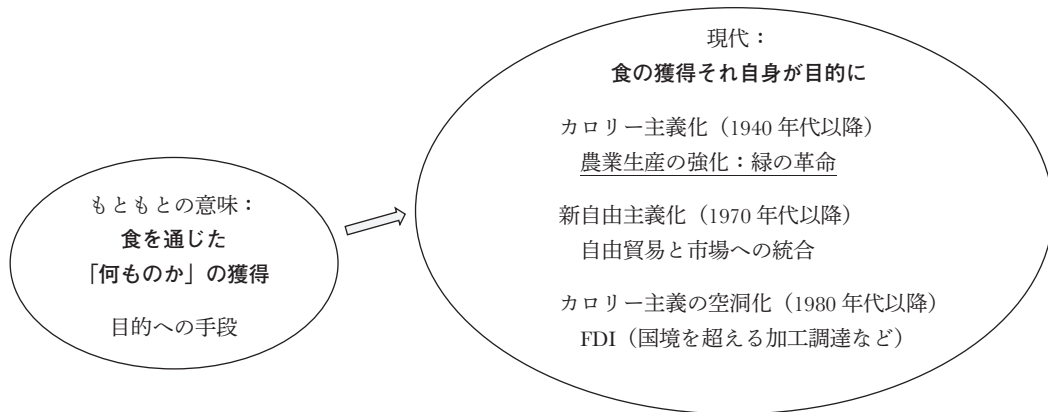


図2 食料安全保障概念の変化

出典：Carolan（2013: 7）を修正。

いた。これは食に対する意味論的なアプローチであり、食は目的としての「何ものか」に至るための手段だと理解する考え方である。

ところが、1943年のFAO創設大会において、F. ルーズベルト米大統領が1941年に行った一般教書演説で述べた「欠乏からの自由」(freedom from want)¹³⁾がFAOの基本理念に据えられたことによって、意味論的なアプローチではなく、増産による飢餓からの解放という数量的なアプローチが農と食に関する国際的な政策の中心に位置付けられるようになった(Carolan 2013: 17)。そこに数量的な把握を重視する近代栄養学の影響も加わり、1940年代以降の食農政策にカロリー主義が反映されるようになった。その頃は食料安全保障という用語は使われていなかったものの、飢餓をなくすという目的が後の食料安全保障概念に類似しているという意味で、Carolanは前掲図2に「食料安全保障のカロリー主義化」を書き込んだのである。

このカロリー主義が増産至上主義を導き、緑の革命へと導いたのである。1970年代後半以降は新自由主義化の波が世界に広がり始め、食料安全保障が自由貿易による世界市場との統合によって果たされるという理解がとりわけ政策決定者の中に定着していく。1980年代に入ると、緑の革命のインパクトが薄れ始めたことも影響して、カロリー主義が空洞化する。2000年前後からは海外直接投資による食料調達が主流化してくる。2007/08年の国際食料価格ショック時に集中的に現れたランドクラブと呼ばれる大規模土地取引の多くは、食料需給に不安のある湾岸・北アフリカ諸国ならびに国内農業の縮小や人口増加あるいは経済発展にともなって自国の食料供給が不安視されている韓国および中国が関与しており、「自国の食料生産を投資国で代替させること」(池上 2012)を目指していたという意味で自国(投資国)中心の収奪的な特質を持っていた¹⁴⁾。ここにみられるように、当時は食料の獲得それ自身が目

13) 一般教書演説ではほかに、言論の自由、信仰の自由、恐怖からの自由が謳われた。欠乏からの自由と合わせて4つの自由と呼ばれている。欠乏からの自由が含まれているので、4つの自由が食料安全保障や食への権利の源だと見なす見解もある。

14) このころのランドクラブは政府間取引、民間対受入国政府、民間ベースによるものに分類できたが、次第に政府が前面に出るものが減り、民間ベースに移った。同時に欧米系の多国籍企業(アグリビジネスだけでなく、バイオ燃料企業、観光業や林業などを含む)が主役になり、投資の目的も食料生産からより幅の広いものに移っている(池上 2016; 2021)。

的化していた。すなわち、20世紀の食料安全保障論は、本来それが持つ多元的な広がりを見失っていき過程をたどったのである。

こうした状況に対して、新しい食料安全保障論がだんだんと登場してきた。前述した1996年の世界食料サミット「ローマ宣言」は、食料安全保障を「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活のための食生活の必要と嗜好に合致した、十分で、安全で、栄養のある食糧を物理的、経済的に入手できる」こととして定義した。この定義にはいくつかの重要なポイントがある。第1に、基本的な生存水準を重視する従来のカロリー主義的考え方ではなく、それ以上に「活動的で健康的な生活」を保障することへと重点が置き換わっている。第2に、食料安全保障が生産水準だけでなく、経済的な入手可能性と関わっていることが明記された。つまり、食料安全保障は貧困の問題でもあることが確認された。最後に何よりも重要な点として、食生活には生理的な必要性だけでなく、新しい視点として嗜好が含まれたことに注目する必要がある。嗜好は、その地域の条件や歴史、あるいは個人の生活史や宗教などに左右されるという意味で、文化そのものに他ならない。ここに、国際的なフードガバナンスにおいて、食料安全保障を文化との関連でとらえる見方が初めて登場したのである。

FAOはさらに、2001年版の「世界の食料不安の現状」において、「物理的、社会的、経済的に入手できること」（傍点筆者）と社会的な入手可能性を追加したり、世帯レベルでの食料安全保障の重要性を主張したりした（FAO 2001）。前者は、国や地域のレベルで数量的に足りていたり十分に購入できたりするだけの経済力があっても、社会的な制約によってその成員に食料がいきわたらない場合があることに注意を促したものであり、このことは後者の世帯レベルでの食料安全保障という考え方と対をなしている。

さらに、2013年版の「世界の食料不安の現状」では、次の4つの側面から食料安全保障を捉えることとした（FAO 2013: 18）。すなわち、入手可能性（availability）、食料へのアクセス可能性（access to food）、食料の利用（food utilization）、安定性（stability）の4つである。入手可能性は人口1人当たりの食料仕向け量によって、食料へのアクセス可能性は経済水準と交通網、流通条件などによって、食料の利用は栄養と健康状態によって、安定性は灌漑農業と輸入に占める食品の割合によって評価される。2013年版の「世界の食料不安の現状」は「食料不安人口」を「特定」し、ローマ宣言行動計画の達成状況を点検する役割を持つ。4側面からのアプローチはこの点検のための枠組みとして開発されたので、数値化しやすく、操作性の高い性質をもっている。それでも、2年前の報告書にあった、数値化しにくい性格を持つ文化と社会への着目および世帯のようなより小さいレベルで食料安全保障を捉えるという重要な視点は引き継がれている。

筆者は以上のような食料安全保障論の変化をおさえながら、FAOとはやや異なる観点から食料安全保障を4つの側面から捉えることが重要だと考えている。その基本的な枠組みについては、つとに1997年の論考において示したところである（池上 1997）。この論考では、旧来の食料安全保障論が数量的側面（本稿でいうカロリー主義）に偏しているとして、その再定義が必要だとの認識から食料安全保障の4側面論を展開したのである。第1の側面は、従来の食料安全保障論が重視してきた数量的側面の確保であり、生存の観点から必要な食料を必要な時に必要なだけ入手できる権利を意味する。第2は質的な側面で、栄養面や新鮮さといった古い品質基準に加えて、何よりも健康や生態系に対する安全性の確保と社会的・文化的な受容こそが必須とした。第3は世帯内分配、すなわち社会的公正性の側面である。食料の分配は、国際レベルでの援助から世帯レベル、さらには世帯内でもうまく分配されえない危険性を考えれば世帯内、つまり個人レベルにまで掘り下げる必要があるということである。第4は世代間分配の側面であり、永続性が重要な判断基準をなす。言い換えれば、将来世代の食料生産を保

証する環境資源利用を行うということである。だから、この側面は環境的公正性として捉えることができる。

以上のように、21世紀の食料安全保障論は、2007/08年の国際食料価格ショック前後にとくに顕著だったランドグラブに示された、自国第一主義的な政策的展開とは異なった道筋をたどっている。そこに共通する特徴は、第1に国家や行政地域という大きな空間的範囲よりもコミュニティ、世帯や個人にまで視線を低くしていること、第2に社会的側面や文化を重要な要素として捉えていること、第3に近視眼的な効果よりも環境的な永続性を高め、次の世代につないでいくという視点を重視していることである。

5. おわりに

本稿では食料安全保障論の背景としての食料需給の状況とそこに影響を及ぼす食料の生産基盤の脆弱化を論じた後、食料安全保障概念の成立とその後の展開をたどった。食料安全保障概念は1974年の世界食料会議で初めて地球規模の課題として認識されるようになった。それは一国主義的・供給重視という特徴を持っていた。このため、食料安全保障の確保策として増産技術、すなわち緑の革命が期待を背負って登場したが、その効果は恵まれた条件下でのみ可能だったし、それも1980年代には増収効果が一巡したと認識されるに至った。それどころか、緑の革命が内包していたさまざまな弊害が目立つようになってきた。2002年に発議されて始まったIAASTDの最終報告書はこうした事態に対する危機感を表明し、小規模農業への投資とアグロエコロジーに活路を見出そうとした。

その背後には、1996年にローマで開かれた世界食料会議が打ち出した新しい食料安全保障の考え方がある。食料安全保障を危うくするのはジェンダー、大規模農業の偏重、小さな空間的レベルという視点の欠落などであるという指摘は、その後の食料安全保障論の転換に大きな影響を与えた。旧来通りに国をベースとする食料自給率で食料安全保障を捉える考え方も根強いが、一方でFAOによる食料安全保障の4側面把握や筆者が本稿で提唱した4側面把握など、総合的に把握しようとする見解が広がっている。

こうした総合的な食料安全保障の把握が成立するためには、世帯や個人の食料確保を自らの意思をもって決定できるような条件が必要十分条件として不可欠である。そのことは、食料主権論が持っている個人・世帯への注目という視角と共通性がある。また、食料安全保障論を、自己決定に作用する食文化のあり方にまで拡張する主張もあり、それは食料安全保障論に再考を迫った食への権利論と通底するところがある。すなわち、一国主義的・供給重視の技術主義的な食料安全保障論から、世帯・個人を焦点に据える統合的な食料安全保障論への転換が進むにつれて、食料主権論や食への権利論と接合できる可能性が生じてきたのである。ここからの展開については別稿で論じたい。

引用文献

Batterbury, S. (1998) The Sahel region; assessing progress twenty-five years after the great drought. A Conference of the Royal Geographical Society (with the Institute of British Geographers). www.simonbatterbury.net/pubs/geogmag.html (Accessed on 25 April 2021).

- Beck, A., B. Haerlin, and L. Richter (2016) *Agriculture at a Crossroads: IAASTD Findings and Recommendations for Future Farming*. Foundation on Future Farming (Zukunftsstiftung Landwirtschaft).
- Brown, L. (1995) *Who Will Feed China? Wake-up Call for a Small Planet*. W. W. Norton & Co. Inc.
- Carolan, M. (2013) *Reclaiming Food Security*. Routledge.
- Cohen, M. J. and M. Smale (2012) *Global Food-price Shocks and Poor People: Themes and Case Studies*. Routledge.
- FAO (2001) *The State of Food Insecurity in the World 2001*. FAO.
- FAO (2011) *The State of Food and Agriculture*. FAO.
- FAO (2013) *The State of Food Insecurity in the World 2013*. FAO.
- FAO (2020) *The State of World Fisheries and Aquaculture 2020*. FAO.
- FAO, IFAD, UNICEF, WFP, and WHO (2020) *The State of Food Security and Nutrition in the World 2020: Transforming Food Systems for Affordable Healthy Diets*. FAO.
- FAO and UNEP (2020) *The State of the World's Forests 2020: Forests, Biodiversity and People*. FAO.
- 久野秀二 (2011) 「食料安全保障と食料主権 国際社会は何を問われているのか」『農業と経済』77(11): 48-61.
- 池上甲一 (1997) 「食料安全保障の再定義」『農業と経済』63(3): 81-87.
- 池上甲一 (2012) 「海外農業投資による大規模土地集積の現代の特徴と論点」『海外情報誌 ARDEC』47: 12-16.
- 池上甲一 (2014) 「食料主権を担保する論理と政策理念—国連・国際家族農業年に照らし、TPP と食料安全保障を考える—」田代洋一・小田切徳美・池上甲一『ポスト TPP 農政 地域の潜在力を活かすために』(農文協ブックレット) pp. 89-130、農山漁村文化協会。
- Ikegami, K. (2016) Evaluation of Green Revolution of rice farming in the Kilimanjaro region, Tanzania: Focusing on Japan assisted irrigation projects. The 14th World Congress of IRSA, Ryerson University, Toronto, 12 August 2016.
- 池上甲一 (2016) 「土地収奪と新植民地主義—なぜアフリカの土地はねらわれるのか」石川博樹・小松かおり・藤本武編『食と農のアフリカ史—現代の基層に迫る』pp. 325-345、昭和堂。
- 池上甲一 (2018) 「SDGs 時代におけるサステナビリティと日本農業：農業・農村のサステナビリティ科学に向けて」『村落社会研究ジャーナル』25(1): 17-34.
- 池上甲一 (2019) 「SDGs 時代の農業・農村研究—開発客体から発展主体としての農民像へ—」『国際開発研究』28(1): 1-17.
- 池上甲一 (2021) 「多国籍アグリビジネスと海外農業投資：土地投資を中心に」冬木勝仁・岩佐和幸・関根佳恵編『アグリビジネスと現代社会』pp. 233-256、筑波書房。
- 嘉田良平 (1995) 「終章 日本の援助に未来はあるか」嘉田良平・諸岡慶昇・竹谷裕之・福井清一『開発援助の光と影 援助する側・される側』pp. 181-213、農山漁村文化協会。
- 国際連合食糧農業機関編 (1998) 『FAO 世界の食料・農業データブック—世界食料サミットとその背景』農山漁村文化協会。
- McIntyre, B. D., H. R. Herren, J. Wakhungu, and T. R. Watson (eds) (2009) *Agriculture at a Crossroads: International Assessment of Agricultural Knowledge, Science and Technology for Development: Global Report*. Island Press.
- 中村尚司 (1992) 「〈解説〉過剰開発か持続可能な発展か」マイケル・レッドクリフト (中村尚司・古沢広祐監訳) 『持続的発展 環境と開発の共生』pp. 9-17、学陽書房。
- Paarlberg, R. (2013) *Food Politics: What Everyone Needs to Know* (second version). Oxford University Press.
- ティンバレイク、L. (1986) 『アフリカはなぜ飢えるのか—環境破産の原因と対策—』アフリカ問題研究会訳、亜紀書房。
- サロー、R. & S. キルマン (2011) 『飢える大陸アフリカ 先進国の余剰がうみだす飢餓という名の人災』岩永勝監訳、悠書館。
- United Nations (2002) Johannesburg Declaration on Sustainable Development (A/conf.199/20).